

＜令和版＞事件関係帳簿諸票の保存及び廃棄の手引き別冊

帳簿諸票備付一覧表

令和2年12月

京都地方裁判所民事訟廷記録係
京都地方裁判所刑事訟廷記録係
京都簡易裁判所記録係

帳簿諸票備付一覧表について

この一覧表は、事務総長通達及びその他の通達により備え付ける帳簿諸票等を一覧にしたものです。

なお、保存廃棄の便宜のため、廃止された帳簿諸票や、経過簿等登載を要しない書類も一部記載しています。

「(1)簡裁」シートに記載している帳簿諸票

- ① 事務総長通達別表第1(簡裁の必須帳簿諸票)
- ② 事務総長通達別表第5(簡裁の選択帳簿諸票)
- ③ 事務総長通達別表第9(他の通達により備え付けた帳簿諸票)
- ④ その他の通達等により備え付ける帳簿諸票(保管金・保管物関係、押収物関係、その他)
- ⑤ **自序帳簿(R2.12.15首席通知により備付けが定められている帳簿)**

「(2)地裁」シートに記載している帳簿諸票

- ⑥ 事務総長通達別表第2(地裁の必須帳簿諸票)
- ⑦ 事務総長通達別表第6(地裁の選択帳簿諸票)
- ⑧ 事務総長通達別表第9(他の通達により備え付けた帳簿諸票)
- ⑨ その他の通達等により備え付ける帳簿諸票(保管金・保管物関係、押収物関係、その他)
- ⑩ **自序帳簿(R2.12.15首席通知により備付けが定められている帳簿)**

「(3)コンピュータ関係通達」シートについて

「コンピュータ」(「システム」及び「プログラム」)の関係通達をまとめた一覧表です。

「作成留保帳簿」について

首席通知により、「事件が係属した時に作成することができる事件簿」及び、「事件が係属した時、又は登載事項が生じた時に作成できる帳簿」とされている帳簿です。年度始めの備付けは要しませんが、帳簿諸票備付経過簿への登載は必要です。

「システム」について

■等、サーバーへの記録をもって■や■したものとされるため、■や■の備付けや作成を要しないとされているものです。
■する必要もありません。

「プログラム」について

■督促システム等、■の備付けや記載はプログラムへの記録によりますが、■について、■をプリントアウト等して保存しなければならないとされているものです。

「督促システム」等、名称はシステムでありながらプログラムのカテゴリに含まれるものもあります。
■は■が必要です。

※ 着色部分の意味は以下のとおりである。

■家庭裁判所関係のもの

■廃止されたもの

■令和2年に加筆・修正したもの

① 事務総長通達 別表第1(簡易裁判所に備え付ける帳簿諸票)

民事事件

帳簿・諸票の別	帳簿諸票の名称	符号	作成留保 帳簿	システム	プログ ラム	保 存 期 間	備考
帳簿	民事通常訴訟事件簿	ハ				70年	■はH16.9.1から施行
帳簿	手形訴訟事件及び小切手訴訟事件簿	手ハ					■はH16.9.1から施行
帳簿	少額訴訟事件簿	少コ					■はH16.9.1から施行
帳簿	少額訴訟に対する異議申立て事件簿	少エ	○				■はH16.9.1から施行
帳簿	民事再審事件簿	ニ	○				■はH16.9.1から施行
帳簿	和解事件簿	イ					
帳簿	督促事件簿	ロ					*督促事件処理システム導入府のみ 現行の督促システムはH13.11から施行
帳簿	公示催告事件簿	ヘ	○				H25.1.1から30年保存。それまでは10年保存
帳簿	保全命令事件簿	ト	○				
帳簿	民事一般調停事件簿	ノ					■はH16.9.1から施行
帳簿	宅地建物調停事件簿	ユ				30年	■はH16.9.1から施行
帳簿	商事調停事件簿	メ					■はH16.9.1から施行
帳簿	農事調停事件簿	セ	○				■はH16.9.1から施行
帳簿	鉛害調停事件簿	ス	○				■はH16.9.1から施行
帳簿	交通調停事件簿	交					■はH16.9.1から施行
帳簿	公害等調停事件簿	公					■はH16.9.1から施行
帳簿	特定調停事件簿	特ノ					H12.2.17から施行 ■はH16.9.1から施行
帳簿	借地非訟事件簿	借	○				
帳簿	民事雑事件簿	サ					*督促事件処理システム導入府のみ、仮執行宣言申立て同システム
帳簿	民事控訴提起事件簿	ハレ					
帳簿	少額異議判決に対する特別上告提起事件簿	少テ	○			10年	
帳簿	民事飛躍上告提起事件簿	ハツ	○				
帳簿	民事抗告提起事件簿	ハソ	○				
帳簿	少額訴訟債権執行事件簿	少ル	○				
帳簿	過料事件簿	ア	○			5年	
帳簿	民事共助事件簿	キ	○				

行政事件

帳簿・諸 票の別	帳簿諸票の名称	符号	作成留保 帳簿	シス テム	プログ ラム	保存期間	備考
帳簿	行政共助事件簿	行ア	○			5年	
帳簿	行政雑事件簿(令状請求事件簿)(*:刑事関 係)	行イ	○				出入国管理及び難民認定法31条、児童虐待防止法9条の2による 臨検等許可状、警察官職務執行法3条による保護許可状の請求事 件

刑事事件

刑事事件における第三者所有物の没収手続に関する応急措置法第13条に基づく没収の裁判の取消事件

帳簿・諸 票の別	帳簿諸票の名称	符号	作成留保 帳簿	シス テム	プログ ラム	保 存 期 間	備考
	没収取消請求事件簿(*:刑事関係)	取り	○			10年	

医療觀察事件

帳簿・諸 票の別	帳簿諸票の名称	符号	作成留保 帳簿	シス テム	プログ ラム	保 存 期 間	備考
	医療観察共助事件簿(*:刑事関係)	医い	○			5年	医療観察法24条2項による共助事件

法廷等の秩序維持に関する法律違反事件

帳簿・諸票の別	帳簿諸票の名称	符号	作成留保帳簿	システム	プログラム	保存期間	備考
帳簿	法廷等秩序維持違反事件簿(*:刑事関係)	秩い	○			5年	

その他

帳簿・諸票の別	帳簿諸票の名称	符号	作成留保帳簿	システム	プログラム	保存期間	備考
帳簿	上級判立書類記録簿(*:刑事関係) (前記通知記録の2の1)のイの定めにより別冊とする場合を含む)		貢部、鑑査、 官署、審査 山切丸 ○				H18.1.1から施行
帳簿	事件関係送付簿					5年	
帳簿	日記簿(*H18.1.1廃止)						*廃止により備付け不要
帳簿	帳簿諸票備付経過簿					登載されたすべての帳簿諸票を 廃棄するまでの間	帳簿諸票備付経過簿への登載は要しない

(2) 事務総長通達 別表第5(簡易裁判所に備え付けることができる帳簿諸票)

帳簿・諸票の別	帳簿諸票の名称	符号	作成留保 帳簿	システム	プログラム	保存期間	備考
帳簿	送達書類授受簿		○			5年	選択帳簿 H26.10.7所長通達「事件関係の帳簿諸票の備付け等に関する事務の取扱いについて」
	上訴記録整理簿(*H18.1.1廃止)						*廃止により備付け不要
帳簿	期日簿(*)					3年	*選択帳簿諸票ではなく、備付け・作成不要 H26.10.7所長通達「事件関係の帳簿諸票の備付け等に関する事務の取扱いについて」において、これらの帳簿諸票は選択帳簿諸票として備え付ける定めがされていない。
	担当簿(*)						
諸票	索引票(*)						
帳簿	索引簿(*)						

③ 事務総長通達 別表第9(他の通達の定めにより備え付けた帳簿諸票)

帳簿・諸票の別	帳簿諸票の名称	符号	作成保留帳簿	システム	プログラム	保存期間	備考(根拠通達等)
諸票	過料徴収金原簿						自府通知で民事に備え付けることになっている(刑事の帳簿諸票備付経過簿に記載されているのは誤記)。 H29.6.26民三第324号事務総長通達「法廷等の秩序維持に関する法律等に基づく過料の徴収について」
帳簿	過料徴収金処分簿(*H29.7.1廃止)	○					*廃止により備付け不要
諸票	費用徴収金原簿(*:刑事関係)					5年	H17.7.14刑二第000313号事務総長通達「心神喪失等の状態で重大な他審行為を行った者の医療及び観察等に関する法律に基づく費用の徴収について」 (簡裁には医療観察事件は係属しないので、作成不要)
帳簿	費用徴収金処分簿(*:刑事関係)						H17.7.14刑三第000313号事務総長通達「心神喪失等の状態で重大な他審行為を行った者の医療及び観察等に関する法律に基づく費用の徴収について」 (簡裁には医療観察事件は係属しないので、備付け不要)
帳簿	証人等の旅費等概算払整理簿	○					H7.3.30総三第28号総務局長、經理局長通達「過納手数料等の還付金の支払及び旅費、鑑定費用等の概算払等の取扱いについて」
帳簿	事件記録出納簿						H7.3.24総三第14号総務局長通達「事件記録の保管及び送付に関する事務の取扱いについて」
帳簿	速記事件簿(*H10.4.1廃止)					3年	*廃止により備付け不要
帳簿	裁判原本等保存簿						登載されたすべての編冊を廃棄し、特別保存に付し、又は独立行政法人国立公文書館に送付するまでの間 H22.2.1施行から「国立公文書館に送付するまでの間」が付記された。 H4.2.7総三第8号事務総長依命通達「事件記録等保存規程の運用について」
	特別保存記録等保存票						特別保存に付した当該事件記録等を廃棄し、又は独立行政法人国立公文書館に送付するまでの間 H22.2.1施行から「国立公文書館に送付するまでの間」が付記された。 H4.2.7総三第8号事務総長依命通達「事件記録等保存規程の運用について」
	特別保存調査記録保存票(*:家裁関係)						特別保存に付した当該事件記録等を廃棄するまでの間
	その他の帳簿諸票					3年	

④ その他の通達等により備え付ける帳簿諸票

保管金・保管物関係

帳簿・諸票の別	帳簿諸票の名称	符号	作成留保帳簿	システム	プログラム	保存期間	備考(根拠通達等)
諸票	保管票					10年	* 会計年度で保存・廃棄 H4.9.2総三第31号事務総長依命通達「裁判所の事件に関する保管金等の取扱いに関する規程の運用について」 [REDACTED]
帳簿	民事保管物受払簿						H4.9.2総三第31号事務総長依命通達「裁判所の事件に関する保管金等の取扱いに関する規程の運用について」
諸票	保管金提出書原符						H4.9.2総三第31号事務総長依命通達「裁判所の事件に関する保管金等の取扱いに関する規程の運用について」
諸票	民事保管物受領書					5年	H4.9.2総三第31号事務総長依命通達「裁判所の事件に関する保管金等の取扱いに関する規程の運用について」 [REDACTED]
帳簿	保管票送付簿						H4.9.2総三第31号事務総長依命通達「裁判所の事件に関する保管金等の取扱いに関する規程の運用について」
諸票	仮出票						H4.9.2総三第31号事務総長依命通達「裁判所の事件に関する保管金等の取扱いに関する規程の運用について」
帳簿	仮出民事保管物送付簿			○		3年	H4.9.2総三第31号事務総長依命通達「裁判所の事件に関する保管金等の取扱いに関する規程の運用について」
諸票	雑(*)						H4.9.2総三第31号事務総長依命通達「裁判所の事件に関する保管金等の取扱いに関する規程の運用について」 * 保管金・保管物関係の雑書類

* 保管票、保管金提出書原符、保管票送付簿は、[REDACTED]上処理されるので作成を要しないと思われるが、通達上の根拠は判然としない。

押収物関係

帳簿・諸票の別	帳簿諸票の名称	符号	作成留保帳簿	システム	プログラム	保存期間	備考(根拠通達等)
帳簿	押収物整理簿(*:刑事関係)		○				H7.4.28総三第24号事務総長通達「押収物取扱規程の運用について」
諸票	押収物保管票(*:刑事関係)					10年	H7.4.28総三第24号事務総長通達「押収物取扱規程の運用について」
諸票	保管票(*:刑事関係)						H7.4.28総三第24号事務総長通達「押収物取扱規程の運用について」
諸票	押収物受領書(*:刑事関係)						H7.4.28総三第24号事務総長通達「押収物取扱規程の運用について」
諸票	押収物鑑定結果通知書(*:刑事関係)						H7.4.28総三第24号事務総長通達「押収物取扱規程の運用について」
諸票	没収物受領書(*:刑事関係)						H7.4.28総三第24号事務総長通達「押収物取扱規程の運用について」
諸票	受領書(還付・交付・複写・仮還付)(写しを含む。)(*:刑事関係)					5年	H7.4.28総三第24号事務総長通達「押収物取扱規程の運用について」
諸票	押収物送付証書(還付・交付)(写しを含む。)(*:刑事関係)						H7.4.28総三第24号事務総長通達「押収物取扱規程の運用について」
諸票	電磁的記録送付証書(写しを含む。)(*:刑事関係)						H7.4.28総三第24号事務総長通達「押収物取扱規程の運用について」
諸票	廃棄処分書(写しを含む。)(*:刑事関係)						H7.4.28総三第24号事務総長通達「押収物取扱規程の運用について」
諸票	換価処分書(写しを含む。)(*:刑事関係)						H7.4.28総三第24号事務総長通達「押収物取扱規程の運用について」
諸票	証拠物受領書(*:刑事関係)						H7.4.28総三第24号事務総長通達「押収物取扱規程の運用について」
諸票	仮出票(*:刑事関係)						H7.4.28総三第24号事務総長通達「押収物取扱規程の運用について」
帳簿	仮出簿(*:刑事関係)		○				H7.4.28総三第24号事務総長通達「押収物取扱規程の運用について」
帳簿	仮出押収物送付簿(*:刑事関係)		○				H7.4.28総三第24号事務総長通達「押収物取扱規程の運用について」
諸票	押収物還付通知書の返信(所有権放棄の場合を含む。)(*:刑事関係)					3年	H7.4.28総三第24号事務総長通達「押収物取扱規程の運用について」
諸票	回答書(交付)(権利の放棄の場合を含む。)(*:刑事関係)						H7.4.28総三第24号事務総長通達「押収物取扱規程の運用について」
諸票	回答書(複写)(権利の放棄の場合を含む。)(*:刑事関係)						H7.4.28総三第24号事務総長通達「押収物取扱規程の運用について」
諸票	押収物送付書(甲)(*:刑事関係)						H7.4.28総三第24号事務総長通達「押収物取扱規程の運用について」
諸票	雑(*)(*:刑事関係)						H7.4.28総三第24号事務総長通達「押収物取扱規程の運用について」 * 押収物関係の雑書類

その他

帳簿・諸票の別	帳簿諸票の名称	符号	作成留保帳簿	システム	プログラム	保存期間	備考(根拠通達等)
帳簿	刑事雑記録等保存簿(*:刑事関係)					すべての記載を終えた年度の翌年から30年	H4.9.4総三第36号総務局長通達「刑事事件記録等の事件終結後の送付及び保存に関する事務の取扱いについて」
帳簿	刑事和解の申立て事件記録保存簿(*:刑事関係)		○			すべての記載を終えた年度の翌年から30年	控訴裁判所等から刑事和解事件記録が送付されてきた場合のみ登載 H4.9.4総三第36号総務局長通達「刑事事件記録等の事件終結後の送付及び保存に関する事務の取扱いについて」
帳簿	事件記録等授受簿					5年	H5.3.30総三第13号総務局長通達「コンピュータを利用した事務処理の運用について」
諸票	予納郵便切手管理簿					5年	H5.3.30総三第13号総務局長通達「コンピュータを利用した事務処理の運用について」*督促事件処理システム導入室のみ
帳簿	予納郵便切手保存簿					1年	H7.3.24総三第18号事務総長依命通達「予納郵便切手の取扱いに関する規程の運用について」
帳簿	予納登記印紙保存簿(*:家裁関係)					1年	H23.3.28家一第1376号事務長依命通達「予納収入印紙及び予納登記印紙の取扱いについて」
帳簿	予納収入印紙保存簿(*:家裁関係)					1年	*通達中に「民事」とある部分は高等裁判所の家事事件を取り扱う民事部を指していると考えられる。
帳簿*	私製書留郵便物受領証(特別送達用)					5年	*特別送達用の書留郵便物受領証は帳簿なので注意が必要 H12.6.2総三第66号総務局長通知「私製書留郵便物受領証の使用承認について」
帳簿	認証等用特殊用紙授受簿					3年	H22.5.25総三第78号総務局長通達「認証等用特殊用紙に関する事務の取扱いについて」
諸票	民事事件記録等閲覧・謄写票(原符)					5年	H9.8.20総三第97号総務局長通達「事件記録等の閲覧等に関する事務の取扱いについて」
諸票	刑事事件記録等閲覧・謄写票(原符)(*:刑事関係)					5年	H9.8.20総三第97号総務局長通達「事件記録等の閲覧等に関する事務の取扱いについて」
諸票	予納郵便切手受領書					5年	H7.3.24総三第18号事務総長依命通達「予納郵便切手の取扱いに関する規程の運用について」
諸票	予納収入印紙等受領書(*:家裁関係)					5年	H23.3.28家一第1376号事務長依命通達「予納収入印紙及び予納登記印紙の取扱いについて」
諸票	書留郵便物受領証					3年	*特別送達以外の書留郵便物受領証 S34.6.3訴一第220号訟廷部長、経理局長通知「刑事事件における書留郵便に付する送達の書留郵便物受領証の取扱いについて」
諸票	廃棄目録(副本)					3年	その他の諸票として3年保存 訟執第64号「事件記録等保存規程の解説」267頁(昭41民首ブ青森)
諸票*	事件に関する書類で記録につづり込むことを要しないもの(民事雑書類)					1年*	S39.12.12規程第8号「事件記録保存規程」別表第一番号27 *本来は諸票にはあたらないが、保管金・保管物関係の雑書類と混在しているので、保存期間3年の諸票として保存する取扱い
	事件に関する書類で記録につづり込むことを要しないもの(刑事雑書類)(*:刑事関係)					1年	H4.9.4総三第36号総務局長通達「刑事事件記録等の事件終結後の送付及び保存に関する事務の取扱いについて」別表第2番号33 *諸票や刑事雑記録保存簿の登載書類にはあたらないので、経過簿及び刑事雑記録保存簿のいずれにも登載しない取扱い

⑤ 自府帳簿(R2.12.15首席書記官通知「帳簿諸票の備付け等に関する事務の取扱いについて」により備付けが定められている帳簿)

帳簿・諸票の別	帳簿諸票の名称	符号	作成留保 帳簿	シス テム	プログ ラム	保存期間	備考
帳簿	被収容者呼出簿(*:刑事関係)					3年	(本庁及び京都簡裁のみ備付)
帳簿	国庫立替金請求及び負担額通知簿					3年	(本庁及び京都簡裁のみ備付)
帳簿	████████補助事件簿(*:刑事関係)					3年	(本庁、京都簡裁、支部及び支部併設簡裁のみ備付) 「京都地方裁判所 ██████████運用ルール(H25.3.26改訂版)」の「コンテインジエンシーフラン」の、第3条の1及び第4条の1記載にかかる「備付けの事件簿」のことを指す。
帳簿	緊急立件用帳簿					3年	(本庁のみ備付)

⑥ 事務総長通達 別表第2(地方裁判所に備え付ける帳簿諸票)

民事事件

帳簿・諸票の別	帳簿諸票の名称	符号	作成留保 帳簿	システム	プログラム	保存期間	備考
帳簿	民事通常訴訟事件簿	ワ				70年	■により平成15年度より ■不要
帳簿	手形訴訟事件及び小切手訴訟事件簿	手ワ					■により平成15年度より ■不要
帳簿	民事再審事件簿	カ					■非対象事件あり 対象事件は ■により平成15年度より ■不要
帳簿	民事控訴事件簿	レ					■により平成15年度より ■不要
帳簿	人事訴訟事件簿(H16.4.1家裁へ移管)	タ					* 家裁移管により備付け不要
帳簿	民事抗告事件簿	ソ					
帳簿	公示催告事件簿	ヘ	○ (支部)				地裁は25.1.1から施行 支部は係属時に備え付けることができる。
帳簿	保全命令事件簿	ヨ	○ (支部)				支部は係属時に備え付けることができる。
帳簿	民事一般調停事件簿	ノ					■により平成15年度より ■不要
帳簿	宅地建物調停事件簿	ユ					■により平成15年度より ■不要
帳簿	商事調停事件簿	メ					■により平成15年度より ■不要
帳簿	農事調停事件簿	セ					■により平成15年度より ■不要
帳簿	鉱害調停事件簿	ス					■により平成15年度より ■不要
帳簿	交通調停事件簿	交					■により平成15年度より ■不要
帳簿	公害等調停事件簿	公					■により平成15年度より ■不要
帳簿	特定調停事件簿	特ノ					H12.2.17から施行 ■により平成15年度より ■不要
帳簿	民事非訟事件簿(*)	チ					* H25.1.1施行から30年保存、それまでは10年保存
帳簿	商事非訟事件簿	ヒ					
帳簿	借地非訟事件簿	借チ					
帳簿	罹災都市借地借家臨時処理事件及び接收不動産に関する借地借家臨時処理事件簿	シ	○				
帳簿	配偶者暴力等に関する保護命令事件簿	配チ					H13.10.13から施行
帳簿	労働審判事件簿	労					H18.4.1から施行 ■により平成21年度より ■不要
帳簿	破産事件簿	フ					H15から ■作成
帳簿	再生事件簿	再	○				H12.4.1から施行
帳簿	小規模個人再生事件簿	再イ					H13.4.1から施行 H15から ■作成
帳簿	給与所得者等再生事件簿	再ロ					H13.4.1から施行 H15から ■作成
帳簿	会社更生事件簿	ミ	○				
帳簿	承認援助事件簿	承	○				H13.4.1から施行
帳簿	船舶所有者等責任制限事件簿	船	○				
帳簿	油漏等損害賠償責任制限事件簿	油	○				

帳簿	簡易確定事件簿	集			H28.10.1から施行
帳簿	仲裁関係事件簿	仲	○		H16.3.1から施行
帳簿	人身保護事件簿 (*)	人			* H25.1.1施行から30年保存、それまでは10年保存 [REDACTED]により平成15年度より[REDACTED]不要
帳簿	民事雑事件簿	モ			[REDACTED]及び[REDACTED]の非対象事件あり 対象事件は[REDACTED]により平成15年度より[REDACTED]不要
帳簿	和議事件簿 (* H12.4.1廃止)				* 廃止により備付け不要
帳簿	民事控訴提起事件簿	ワネ			[REDACTED]により平成15年度より[REDACTED]不要
帳簿	民事飛躍上告提起事件簿	ワオ			[REDACTED]により平成15年度より[REDACTED]不要
帳簿	民事上告提起事件簿	レツ			[REDACTED]により平成15年度より[REDACTED]不要
帳簿	民事抗告提起事件簿	ソラ			[REDACTED]及び[REDACTED]の非対象事件あり 対象事件は[REDACTED]により平成15年度より[REDACTED]不要
帳簿	民事飛躍上告受理申立て事件簿	ワ受			[REDACTED]により平成15年度より[REDACTED]不要
帳簿	事情届に基づいて執行裁判所が実施する配当等手続事件簿	リ			
帳簿	不動産、船舶、航空機、自動車、建設機械及び小型船舶に対する強制執行事件簿	ヌ			[REDACTED]により平成17年度より[REDACTED]不要
帳簿	債権及びその他の財産権に対する強制執行事件簿	ル			
帳簿	財産開示事件簿	財チ			H16.4.1から施行 [REDACTED]により平成17年度より[REDACTED]不要
帳簿	第三者からの情報取得事件簿	情チ			R2.4.1から施行
帳簿	不動産、船舶、航空機、自動車、建設機械及び小型船舶を目的とする担保権の実行としての競売等事件簿	ケ			[REDACTED]により平成17年度より[REDACTED]不要
帳簿	債権及びその他の財産権を目的とする担保権の実行及び行使事件簿	ナ			
帳簿	企業担保権実行事件簿	企	○		
帳簿	簡易確定決定に対する異議申立て事件簿	集ワ			H28.10.1から施行
帳簿	執行雑事件簿	ヲ			
帳簿	過料事件簿	ホ			
帳簿	民事共助事件簿	工			5年 非対象事件あり。 対象事件は[REDACTED]により平成15年度より[REDACTED]不要
帳簿	人身保護雑事件簿	人モ			[REDACTED]により平成15年度より[REDACTED]不要

行政事件

帳簿・諸票の別	帳簿諸票の名称	符号	作成留保帳簿	システム	プログラム	保存期間	備考
帳簿	行政訴訟事件簿	行ウ				70年	████████により平成15年度より████不要
	行政再審事件簿	行オ					████████により平成15年度より████不要
帳簿	行政雑事件簿	行ク				30年	████████により平成15年度より████不要
	行政控訴提起事件簿	行ヌ					████████により平成15年度より████不要
帳簿	行政飛躍上告提起事件及び行政上告提起事件簿	行エ				10年	████████により平成15年度より████不要
	行政抗告提起事件簿	行カ					████████により平成15年度より████不要
帳簿	行政飛躍上告受理申立て事件簿	行ネ					████████により平成15年度より████不要
帳簿	行政共助事件簿	行キ	○			5年	████████により平成15年度より████不要
	行政雑事件簿(令状請求事件簿)(*:刑事関係)	行ク	○				出入国管理及び難民認定法31条、児童虐待防止法9条の2による臨検等の許可状請求事件

刑事案件

帳簿・諸票の別	帳簿諸票の名称	符号	作成留保帳簿	システム	プログラム	保存期間	備考
帳簿	刑事公判請求事件簿(*:刑事関係)	わ				120年	H23.1.17████により████不要
	刑事再審請求事件簿(*:刑事関係)	た					H23.1.17████により████不要
帳簿	刑事損害賠償命令事件簿(*:刑事関係)	損				30年	H23.1.17████により████不要
	刑事雑事件簿(刑事和解事件簿)(*:刑事関係)	む					H23.1.17████により████不要
帳簿	刑事雑事件簿(刑事和解等雑事件簿)(*:刑事関係)	む				20年	H23.1.17████により████不要
	証拠保全請求事件簿(*:刑事関係)	よ					H23.1.17████により████不要
帳簿	証人尋問請求事件簿(*:刑事関係)	か				10年	H23.1.17████により████不要
	刑事補償請求事件簿(*:刑事関係)	そ					H23.1.17████により████不要
帳簿	起訴強制事件簿(*:刑事関係)	つ				10年	H23.1.17████により████不要
	訴訟費用免除申立て事件簿(*:刑事関係)	ね					H23.1.17████により████不要
帳簿	費用補償請求事件簿(*:刑事関係)	な				5年	H23.1.17████により████不要
	訴訟費用負担請求事件簿(*:刑事関係)	え					H23.1.17████により████不要
帳簿	刑事雑事件簿(*:刑事関係)	む				5年	H23.1.17████により████不要
	刑事共助事件簿(*:刑事関係)	れ					H23.1.17████により████不要
帳簿	刑事雑事件簿(令状請求事件簿)(*:刑事関係)	む	回部 ○			3年	*本庁及び支部の勾留請求、勾留延長請求事件は████利用により████作成不要
	保護観察整理簿(*:刑事関係)						
諸票	勾留票(*:刑事関係)						

刑事事件における第三者所有物の没収手続に関する応急措置法第13条に基づく没収の裁判の取消事件

帳簿・諸票の別	帳簿諸票の名称	符号	作成留保帳簿	システム	プログラム	保存期間	備考
帳簿	没収取消請求事件簿(*:刑事関係)	取ろ				10年	H23.1.17 [REDACTED]により [REDACTED]不要

医療観察事件

帳簿・諸票の別	帳簿諸票の名称	符号	作成留保帳簿	システム	プログラム	保存期間	備考
帳簿	医療観察処遇事件簿(*:刑事関係)	医ろ				30年	H23.1.17 [REDACTED]により [REDACTED]不要
帳簿	医療観察雑事件簿(*:刑事関係)	医に				10年	H23.1.17 [REDACTED]により [REDACTED]不要
帳簿	医療観察共助事件簿(*:刑事関係)	医は				5年	H23.1.17 [REDACTED]により [REDACTED]不要 医療観察法24条2項による共助事件
帳簿	医療観察雑事件簿(令状請求事件簿)(*:刑事関係)	医に	○				

法廷等の秩序維持に関する法律違反事件

帳簿・諸票の別	帳簿諸票の名称	符号	作成留保帳簿	システム	プログラム	保存期間	備考
帳簿	法廷等秩序維持違反事件簿(*:刑事関係)	秩ろ				5年	H23.1.17 [REDACTED]により [REDACTED]不要

その他

帳簿・諸票の別	帳簿諸票の名称	符号	作成留保帳簿	システム	プログラム	保存期間	備考
帳簿	上訴申立書等記録簿(*:刑事関係) (首席通知記第3の2の1のイの定めにより別冊とする場合を含む)		圓部 ○				H18.1.1から施行
帳簿	事件関係送付簿					5年	
帳簿	日記簿(*H18.1.1廃止)						*廃止により備付け不要
帳簿	帳簿諸票備付経過簿					登載されたすべての帳簿諸票を廃棄するまでの間	帳簿諸票備付経過簿への登載は要しない

(7) 事務総長通達 別表第6(地方裁判所に備え付けることができる帳簿諸票)

帳簿・諸票の別	帳簿諸票の名称	符号	作成留保帳簿	システム	プログラム	保存期間	備考
帳簿	送達書類授受簿		○			5年	選択帳簿 H26.10.7所長通達「事件関係の帳簿諸票の備付け等に関する事務の取扱いについて」
	上訴記録整理簿(* H18.1.1廃止)						*廃止により備付け不要
帳簿	期日簿(*)					3年	*選択帳簿諸票ではなく、備付け・作成不要 H26.10.7所長通達「事件関係の帳簿諸票の備付け等に関する事務の取扱いについて」において、これらの帳簿諸票は選択帳簿諸票として備え付ける定めがされていない。
	担当簿(*)						
諸票	索引票(*)						
	索引簿(*)						

⑧ 事務総長通達 別表第9(他の通達の定めにより備え付けた帳簿諸票)

帳簿・諸票の別	帳簿諸票の名称	符号	作成留保帳簿	システム	プログラム	保存期間	備考(根拠通達等)
諸票	過料徴収金原簿						自庁通知で民事に備え付けることになっている(刑事の帳簿諸票備付経過簿に記載されているのは誤記)。 H29.6.26民三第324号事務総長通達「法廷等の秩序維持に関する法律等に基づく過料の徴収について」
帳簿	過料徴収金処分簿(*H29.7.1廃止)	○					*廃止により備付け不要
諸票	費用徴収金原簿(*:刑事関係)					5年	H17.7.14刑二第000313号事務総長通達「心神喪失等の状態で重大な 他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律に基づく費用の 徴収について」
帳簿	費用徴収金処分簿(*:刑事関係)	○					H17.7.14刑二第000313号事務総長通達「心神喪失等の状態で重大な 他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律に基づく費用の 徴収について」
帳簿	証人等の旅費等概算払整理簿	○					H7.3.30総三第28号総務局長、経理局長通達「過納手数料等の還付 金の支払及び旅費、鑑定費用等の概算払等の取扱いについて」
帳簿	事件記録出納簿						H7.3.24総三第14号総務局長通達「事件記録の保管及び送付に関する 事務の取扱いについて」
帳簿	速記事件簿(*H10.4.1廃止)					3年	*廃止により備付け不要
帳簿	裁判原本等保存簿						登載されたすべての編 冊を廃棄し、特別保存に 付し、又は独立行政法 人国立公文書館に送付 するまでの間
	特別保存記録等保存票						特別保存に付した当該 事件記録等を廃棄し、又 は独立行政法人国立公 文書館に送付するまで の間
	特別保存調査記録保存票(*:家裁関係)						特別保存に付し た当該事件記録 等を廃棄するまで の間
	その他の帳簿諸票					3年	

(⑤) その他の通達等により備え付ける帳簿諸票

保管金・保管物関係

帳簿・諸票の別	帳簿諸票の名称	符号	作成留保帳簿	システム	プログラム	保存期間	備考(根拠通達等)
諸票	保管票					10年	* 会計年度で保存・廃棄 H4.9.2総三第31号事務総長依命通達「裁判所の事件に関する保管金等の取扱いに関する規程の運用について」 [REDACTED]
帳簿	民事保管物受払簿						H4.9.2総三第31号事務総長依命通達「裁判所の事件に関する保管金等の取扱いに関する規程の運用について」
諸票	保管金提出書原符						H4.9.2総三第31号事務総長依命通達「裁判所の事件に関する保管金等の取扱いに関する規程の運用について」
諸票	民事保管物受領書					5年	H4.9.2総三第31号事務総長依命通達「裁判所の事件に関する保管金等の取扱いに関する規程の運用について」 [REDACTED]
帳簿	保管票送付簿						H4.9.2総三第31号事務総長依命通達「裁判所の事件に関する保管金等の取扱いに関する規程の運用について」
諸票	仮出票						H4.9.2総三第31号事務総長依命通達「裁判所の事件に関する保管金等の取扱いに関する規程の運用について」
帳簿	仮出民事保管物送付簿						H4.9.2総三第31号事務総長依命通達「裁判所の事件に関する保管金等の取扱いに関する規程の運用について」
諸票	仮出民事保管物送付票						[REDACTED]
諸票	雜(*)						H4.9.2総三第31号事務総長依命通達「裁判所の事件に関する保管金等の取扱いに関する規程の運用について」 * 保管金・保管物関係の雜書類

* 保管票、保管金提出書原符、保管票送付簿は、[REDACTED]上処理されるので作成を要しないと思われるが、通達上の根拠は判然としない。

* 民事保管物受払簿は、民事関係においては[REDACTED]上処理されるので作成を要しないと思われるが、通達上の根拠は判然としない。

押収物関係

帳簿・諸票の別	帳簿 諸票の名稱	符号	作成留保 帳簿	シス テム	プログ ラム	保 保 期 期 間	備考(根拠通達等)
帳簿	押収物整理簿(*:刑事関係)						■■■■■作成不要 H7.4.28総三第24号事務総長通達「押収物取扱規程の運用について」 ■■■■■
諸票	押収物保管票(*:刑事関係)					10年	■■■■■等に代える H7.4.28総三第24号事務総長通達「押収物取扱規程の運用について」 ■■■■■
諸票	保管票(*:刑事関係)						H7.4.28総三第24号事務総長通達「押収物取扱規程の運用について」
諸票	押収物受領書(*:刑事関係)						H7.4.28総三第24号事務総長通達「押収物取扱規程の運用について」
諸票	押収物鑑定結果通知書(*:刑事関係)						H7.4.28総三第24号事務総長通達「押収物取扱規程の運用について」
諸票	没収物受領書(*:刑事関係)						H7.4.28総三第24号事務総長通達「押収物取扱規程の運用について」
諸票	受領書(還付・交付・複写・仮還付)(写しを含む。)(*:刑事関係)						H7.4.28総三第24号事務総長通達「押収物取扱規程の運用について」
諸票	押収物送付証書(還付・交付)(写しを含む。)(*:刑事関係)					5年	H7.4.28総三第24号事務総長通達「押収物取扱規程の運用について」
諸票	電磁的記録送付証書(写しを含む。)(*:刑事関係)						H7.4.28総三第24号事務総長通達「押収物取扱規程の運用について」
諸票	廃棄処分書(写しを含む。)(*:刑事関係)						H7.4.28総三第24号事務総長通達「押収物取扱規程の運用について」
諸票	換価処分書(写しを含む。)(*:刑事関係)						H7.4.28総三第24号事務総長通達「押収物取扱規程の運用について」
諸票	証拠物受領書(*:刑事関係)						H7.4.28総三第24号事務総長通達「押収物取扱規程の運用について」
諸票	仮出票(*:刑事関係)						■■■■■等に代える H7.4.28総三第24号事務総長通達「押収物取扱規程の運用について」 ■■■■■
帳簿	仮出簿(*:刑事関係)						■■■■■作成不要 H7.4.28総三第24号事務総長通達「押収物取扱規程の運用について」 ■■■■■
帳簿	仮出押収物送付簿(*:刑事関係)		○				H7.4.28総三第24号事務総長通達「押収物取扱規程の運用について」
諸票	押収物還付通知書の返信(所有権放棄の場合を含む。)(*:刑事関係)						H7.4.28総三第24号事務総長通達「押収物取扱規程の運用について」
諸票	回答書(交付)(権利の放棄の場合を含む。)(*:刑事関係)						H7.4.28総三第24号事務総長通達「押収物取扱規程の運用について」
諸票	回答書(複写)(権利の放棄の場合を含む。)(*:刑事関係)						H7.4.28総三第24号事務総長通達「押収物取扱規程の運用について」
諸票	押収物送付書(甲)(*:刑事関係)						H7.4.28総三第24号事務総長通達「押収物取扱規程の運用について」
諸票	雜(*)(*:刑事関係)						H7.4.28総三第24号事務総長通達「押収物取扱規程の運用について」 *押収物関係の雜書類

その他

帳簿・諸票の別	帳簿諸票の名称	符号	作成留保帳簿	システム	プログラム	保存期間	備考(根拠通達等)
帳簿	刑事雑記録等保存簿(*:刑事関係)					すべての記載を終えた年度の翌年から3年	H4.9.4総三第36号総務局長通達「刑事事件記録等の事件終結後の送付及び保存に関する事務の取扱いについて」
帳簿	刑事和解の申立て事件記録保存簿(*:刑事関係)		○			すべての記載を終えた年度の翌年から30年	控訴裁判所等から刑事和解事件記録が送付されてきた場合のみ登載 H4.9.4総三第36号総務局長通達「刑事事件記録等の事件終結後の送付及び保存に関する事務の取扱いについて」
諸票	傍受の原記録整理票(*:刑事関係)					10年	通信傍受関係, 本庁のみ H12.7.27総三第79号事務総長通達「傍受の原記録等の取扱いに関する規程の運用について」
諸票	仮出票(*:刑事関係)					3年	通信傍受関係, 本庁のみ H12.7.27総三第79号事務総長通達「傍受の原記録等の取扱いに関する規程の運用について」
帳簿	仮出傍受の原記録等送付簿(*:刑事関係)		○			3年	通信傍受関係, 本庁のみ H12.7.27総三第79号事務総長通達「傍受の原記録等の取扱いに関する規程の運用について」
帳簿	事件記録等授受簿					5年	H5.3.30総三第13号総務局長通達「コンピュータを利用した事務処理の運用について」
帳簿	予納郵便切手保存簿					1年	H7.3.24総三第18号事務総長依命通達「予納郵便切手の取扱いに関する規程の運用について」
帳簿	予納登記印紙保存簿(*:家裁関係)					1年	H23.3.28家一第1376号事務総長依命通達「予納収入印紙及び予納登記印紙の取扱いについて」
帳簿	予納収入印紙保存簿(*:家裁関係)					1年	* 通達中に「民事」とある部分は高等裁判所の家事事件を取り扱う民事部を指していると考えられる。
帳簿*	私製書留郵便物受領証(特別送達用)					5年	* 特別送達用の書留郵便物受領証は帳簿なので注意が必要 H12.6.2総三第66号総務局長通知「私製書留郵便物受領証の使用承認について」
帳簿	認証等用特殊用紙授受簿					3年	H22.5.25総三第78号総務局長通達「認証等用特殊用紙に関する事務の取扱いについて」
諸票	民事事件記録等閲覧・謄写票(原符)					5年	H9.8.20総三第97号総務局長通達「事件記録等の閲覧等に関する事務の取扱いについて」
諸票	刑事事件記録等閲覧・謄写票(原符)(*:刑事関係)					5年	H9.8.20総三第97号総務局長通達「事件記録等の閲覧等に関する事務の取扱いについて」
諸票	医療観察事件記録等閲覧・謄写票(原符)(*:刑事関係)					5年	H9.8.20総三第97号総務局長通達「事件記録等の閲覧等に関する事務の取扱いについて」
諸票	予納郵便切手受領書					5年	H7.3.24総三第18号事務総長依命通達「予納郵便切手の取扱いに関する規程の運用について」
諸票	予納収入印紙等受領書(*:家裁関係)					5年	H23.3.28家一第1376号事務総長依命通達「予納収入印紙及び予納登記印紙の取扱いについて」
諸票	書留郵便物受領証					3年	* 特別送達以外の書留郵便物受領証 S34.6.3訟一第220号訟廷部長、経理局長通知「刑事事件における書留郵便に付する送達の書留郵便物受領証の取扱いについて」
諸票	廃棄目録(副本)					3年	その他の諸票として3年保存 訟執第64号「事件記録等保存規程の解説」267頁(昭41民首ブ青森)
諸票*	事件に関する書類で記録につづり込むことを要しないもの(民事雑書類)					1年*	S39.12.12規程第8号「事件記録保存規程」別表第一番号27 * 本来は諸票にはあたらないが、保管金・保管物関係の雑書類と混在しているので、保存期間3年の諸票として保存する取扱い
	事件に関する書類で記録につづり込むことを要しないもの(刑事雑書類)(*:刑事関係)					1年	H4.9.4総三第36号総務局長通達「刑事事件記録等の事件終結後の送付及び保存に関する事務の取扱いについて」別表第2番号33 * 諸票や刑事雑記録保存簿の登載書類にはあたらないので、経過簿及び刑事雑記録保存簿のいずれにも登載しない取扱い

⑩ 自府帳簿(R2.12.15首席書記官通知「帳簿諸票の備付け等に関する事務の取扱いについて」により備付けが定められている帳簿)

帳簿・諸票の別	帳簿諸票の名称	符号	作成留保帳簿	システム	プログラム	保存期間	備考
帳簿	被収容者呼出簿(*:刑事関係)					3年	(本府及び京都簡裁のみ備付)
帳簿	国庫立替金請求及び負担額通知簿					3年	(本府及び京都簡裁のみ備付)
帳簿	■補助事件簿(*:刑事関係)					3年	(本府、京都簡裁、支部及び支部併設簡裁のみ備付) 「京都地方裁判所 ■運用ルール(H25.3.26改訂版)」の「コンティンエンープラン」の、第3条の1及び第4条の「記載にかかる備付けの事件簿」のことを指す。
帳簿	緊急立件用帳簿					3年	(本府のみ備付)

コンピュータを利用して事務処理を行う場合の [REDACTED] 関係通達まとめ

R1. 10現在

基本通達	1	[REDACTED]
	2	[REDACTED]

コンピュータ 関係	1	コンピュータを利用して事務処理について (H5.3.30 総三第11号事務総長依命通達)
	2	コンピュータを利用して事務処理の運用について (H5.3.30 総三第13号総務局長通達)

民事関係	A: 基本通達例外その1 <備付けがコンピュータへの記録とされ, [REDACTED] [REDACTED]の保存を要するもの> (「プログラム」に関する通達及び備え付ける [REDACTED] [REDACTED]の様式に関する通達)		B: 基本通達例外その2 <[REDACTED]の備付けを要しないもの> (「システム」に関する通達)	
	1	[REDACTED]	1	[REDACTED]
	2	督促手続に関してコンピュータを利用して事務処理を行う場合の事件簿等の様式について (H12.12.26 総三第149号総務局長通達)	2	[REDACTED]
	3	[REDACTED]		
	4	[REDACTED]		
	5	[REDACTED]		
刑事関係			1	[REDACTED]
家事関係	1	期日進行管理プログラム(家事事件用)を利用して事務処理を行う場合の事件簿等の様式について (H17.10.18 総三第000696号総務局長通達)		
少年関係	1	少年事件に関してコンピュータを利用して事務処理を行う場合の事件簿等の様式について (H13.3.30 総三第59号総務局長通達)		

(注)

A: 基本通達例外その1については, [REDACTED]の備付けは各プログラムへの入力をもって足りるが, [REDACTED]は [REDACTED]をプリントアウトし, 磁気テープに複製して保存しなければならない。また, 備付けを要するので, [REDACTED]しなければならない。

B: 基本通達例外その2については, [REDACTED]の [REDACTED]を(最高裁の)サーバーに記録することとしたものについては, [REDACTED]の備付けを要しない([REDACTED]も要しない)。